

自治会関係の町補助金制度一覧

■制度変更あり

(令和4年4月現在)

補助金の名称・内容	補助金額 (補助率、上限額等)	申請・交付時期	担当課
総 1 自治会運営交付金 自治会運営経費等の支援	均等割: 40,000円/自治会 世帯割: 2,000円/世帯数	申請: 5月 交付: 6月下旬	総務課
総 2 防犯灯維持管理交付金 自治会が設置する防犯灯の電力料金の一部補助	防犯灯電気料金の1/3	申請: 5月 交付: 6月下旬	総務課
総 3 防火防災組織運営交付金 自主防災組織の運営、消防ポンプの維持管理経費の助成	自衛消防団又は自主防災組織 均等割: 5,000円/団体 消防ポンプ割: 20,000円 + 200円 × 世帯数 女性消防隊 均等割: 5,000円/団体 消防ポンプ割: 20,000円	申請: 5月 交付: 6月下旬	総務課
総 4 再生可能エネルギー推進交付金 再生可能エネルギー推進のための交付金 設備設置あり…10年間 設備設置なし…令和8年度まで	太陽光発電設備の設置がある自治会 均等割: 20,000円/自治会 出力割: 2,000円/kW 太陽光発電設備の設置がない自治会 均等割: 10,000円/自治会	申請: 5月 交付: 6月下旬	総務課
総 5 LED防犯灯整備等補助金 自治会が設置するLED防犯灯の整備・修繕費の一部補助	補助率: 設置費、修繕費の1/2 上限額: 30,000円/灯 ※工事着手前に申請 ※1灯あたりの工事費が30,000円以上	申請: 随時 (着手前) 交付: 随時	総務課
総 6 除雪活動支援事業補助金 自治会が購入する除雪機及び自治会が行った除雪(生活道路に限る。)に対する補助 ※付属品は、本体カバー、ガソリン携行缶 ※除雪経費支援の対象は、作業員労務費、除雪委託料、機械の燃料費・借上料等(領収書(請求書)のあるものに限る。)。ただし、飲食、用具購入、機械点検費は対象外。	①除雪機購入支援 補助率: 購入費(付属品含む)の1/2 上限額: 250,000円 ※1月自治会要望 ②除雪経費支援 経費の1/2 上限額: 50,000円/回・自治会	申請: 随時 (着手前) 交付: 随時 申請: 随時 (実施後) 交付: 随時	総務課
総 7 自衛消防設備等整備費補助金 消火栓の設置・移設、小型消防ポンプの購入、消防ポンプ格納庫の整備に対する助成	補助率: 1/2 上限額: 消防ポンプ格納庫整備30万円 その他は上限なし ※1月自治会要望	申請: 随時 (着手前) 交付: 随時	総務課
総 8-1 自治会総合交付金 (防災活動用備品の購入支援) 自主防災組織等が防災活動で使用する資機材の購入費助成(担架、リヤカー、ジャッキ等)	補助率: 1/2 上限額: 10万円	申請: 随時 交付: 随時	総務課

補助金の名称・内容	補助金額 (補助率、上限額等)	申請・交付時期	担当課
総 8-2 自治会総合交付金 (消防用器具の購入支援) 消防用器具の購入費、修繕費に対する助成(消防ホース、格納庫、作業服など)	補助率: 1/2 上限額: 10万円 ※1月自治会要望時にあつ旋取りまとめ(あつ旋にない物品購入や修繕は実施後に随時申請)	申請: 随時 交付: 随時 (あつ旋分は8月)	総務課
総 8-3 ①自治会総合交付金(訓練活動) 自治会、自主防災組織、自衛消防団等が主催実施した防災訓練、避難訓練、救命講習等に対する助成	訓練活動に対する経費助成 400円/参加世帯 上限: 5回又は10万円	申請: 随時 (実施後) 交付: 随時	総務課
総 8-3 ②自治会総合交付金(支援活動) 自治会等が実施した住民の避難支援、消火・捜索活動、防火・防災のための支援活動(応急処置、駆除、除草等)に対する助成	防火防災支援活動に対する経費助成 200円/回・活動参加・従事者 避難所にあつては、1泊2日を1回とする ※対象、対象外は表外参照	※①②の申請には、活動中の写真、参加者の名簿が必要	
総 8-3 ③自治会総合交付金(消耗品) 上記①②の活動のために購入した消耗品・食料費の購入に対する助成。ただし、食料は避難者食事に限る。	訓練、防火防災支援活動の消耗品助成 購入費×1/2 上限: 50,000円/自治会		
総 9 コミュニティ助成事業(消防・防災) 消防器具、消防ポンプ、消防ポンプ格納庫整備などに対する助成	補助率: 10/10 助成額: 30万円～200万円	申請: 9月頃 決定: 翌年4月 交付: 随時	総務課
総 10 自治会集会施設整備補助金 自治会が自治会集会施設整備(新築、増築、購入)のため、銀行等からの借入に対する補助。	補助率: 借入金の5% ※土地取得費、改修に係るものは対象外	申請: 随時 交付: 随時	総務課
総 11 自治会集会施設 バリアフリー改修等補助金 自治会集会施設のバリアフリー改修等費用に対する補助。	補助率: 費用の1/2。補助金上限20万円 ※一般的なバリアフリー改修のほか、トイレ改修(和式⇒洋式)、冷暖房設備設置が対象。	申請: 随時(毎年度12月末まで) 交付: 随時	総務課
企 1 地域の自立・活性化活動支援事業交付金 自立活性化活動、イベント、交流、課題解決等を実施する事業の支援 ①自立・活性化のために新たな取り組み ②イベント開催、広域交流、文化芸術活動 ③地域の課題解決を図るため町と協働実施	①補助率: 10/10 上限額: 10万円 ②補助率: 1/2 上限額: 30万円 ③補助率: 10/10 上限額: 50万円	申請: 1次 4月、2次 6月、3次 9月 交付: 随時	企画財政課
企 2 バス待合所整備費補助金 自治会が行うバスの待合所の整備(新設、改築、修繕)に対する助成	補助率: 新築・改築・修繕2/3 上限額: 40万～80万円(内容により変動) ※1月自治会要望	申請: 随時 (着手前) 交付: 随時	企画財政課
企 3 コミュニティ助成事業(一般コミュニティ) 自治会活動に直接必要な施設・設備の整備に対する助成	補助率: 10/10 助成額: 100万円～250万円	申請: 9月頃 決定: 翌年4月 交付: 随時	企画財政課
企 4 コミュニティ助成事業(コミュニティセンター) 自治会集会所などの建設整備費に対する助成	補助率: 3/5以内 上限額: 1,500万円	申請: 9月頃 決定: 翌年4月 交付: 随時	企画財政課
環 1 ごみ収集所整備費補助金 ごみ収集所の新設・改築・修繕に係る費用の助成	補助率: 1/2 上限額: 20万円 ※申請希望は1月取りまとめ。緊急は随時	申請: 随時 (着手前) 交付: 随時	環境エネルギー課

補助金の名称・内容	補助金額 (補助率、上限額等)	申請・交付時期	担当課
環 2 不法投棄廃棄物撤去事業等補助金 不法投棄された廃棄物の処分のための重機等借上経費、廃棄物処分経費の支援	重機等借上げに要する経費1/2 廃棄物処分経費10/10 ※事前にご相談ください。	申請:随時 (着手前) 交付:随時	環境エネルギー課
環 3 再生資源回収報奨金 古紙、金属等の再生資源の回収に対する報奨金	古紙類(新聞・雑誌) 3円/kg 金属類(アルミ缶・スチール缶) 5円/kg ビン類(一升瓶・ビール瓶) 5円/本	申請:随時 交付:随時	環境エネルギー課
福 1 敬老行事交付金 自治会における敬老会等事業に対する助成	75歳以上1人あたり1,000円	申請:事業実施 2週間前 交付:随時 (事業実施後)	福祉課
福 2 防災福祉マップ作成等支援 ①災害時要支援対策促進事業 ②ステップアップ事業 ③モデル事業	①災害時要支援対策促進事業 上限額:50,000円 ②ステップアップ事業 上限額:100,000円 ※①の補助を受けた自治会が対象 ③モデル事業 上限額:100,000円 ※①、②の補助を受けていない自治会が対象	申請:随時 交付:随時	福祉課 社会福祉協議会
福 3 福祉活動助成金 自治会における福祉活動の支援	10,000円+300円×世帯数	申請:随時 (6月以降) 交付:随時	社会福祉協議会
産 1 地域緑化の推進事業 緑の募金」を原資に、樹木・花きの植樹など緑化整備等の実施地区に対し交付金を交付	50,000円/1地区 ※13地区程度を想定、審査により決定	申請:6月中旬 交付:審査決定後	産業振興課
産 2 生活・生産基盤施設原材料等支給事業 町道、農道等及び農業用排水路の工事及び除草作業原材料及び機械借上料等の助成	補助率等:対象施設により50~100% 上限額:20万円	申請:随時 交付:随時	産業振興課 地域整備課
産 3 枯松伐採促進事業補助金 ■ 保全松林及びその周辺の松くい虫被害木の駆除に対し補助金を交付	町単価表の60%	申請:随時 交付:随時	産業振興課
地 1 震災に強いまちづくり促進事業補助金 自治会公民館・集会所の耐震診断・設計に対する助成(改修は除く)	補助率:2/3 上限額:延床面積×単価 (延床面積1,000㎡以内 3,600円/㎡)	申請:随時 交付:随時	地域整備課
教 1 地域で子どもを育てる体験活動支援補助金 長期休業中(夏休み等)に行う小・中学生児童生徒の学習活動・体験活動に対する補助	40,000円/自治会(上限)	申請:随時 (事業実施前) 交付:随時	教育総務課
生 1 コミュニティ助成事業 (青少年健全育成助成事業) 小・中学生が参加するレクリエーション、文化・学習活動のイベントに対する助成	補助率:10/10 助成額:30万円~100万円	申請:9月頃 決定:翌年4月 交付:随時	生涯学習課

8-3① 町主催の町防災訓練参加は対象外。消火栓点検、ポンプ点検は訓練に該当しないため対象外。

8-3② 他に助成制度のあるものは対象外(道路の除草・除雪)。高齢者宅の除雪は対象。空家対策の防災活動(応急処置、除草、駆除)は対象。自治会内のゴミ拾いや側溝清掃など環境対策は対象外。